

科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について(案)
(工程表)

1. 優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現(p.2～p.9)

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革の概要/検討の概要	実施時期	所管府省
研究者の在留期間を5年とする運用の確保(p.3)	出入国管理及び難民認定法(第二条の2) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成18年5月24日法律第43号)	研究者の在留期間の上限を5年とする改正入管法が成立(平成18年11月施行)。今後、上記改正出入国管理法と同時に施行される、事業活動の要件を定める法務省令に基づき、在留期間を原則5年とする対象となる公私の機関が指定されるが、その指定範囲を可能な限り広くするなど、優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現に向けた運用を行う。	平成18年11月以降逐次措置	法務省
研究者の在留資格に係る手続の簡素化(p.3-4)	出入国管理令施行規則(第二十条、第二十一条)	現在の申請取次制度に加えて、事務手続きの迅速化の方策として、郵送手続きの導入、さらには電子申請への移行についても検討する。	平成18年度検討・平成20年度結論	法務省
外国人留学生の大学および大学院における「専攻」と就職後の「業種」、「職種」の一致要件の緩和(p.4)	出入国管理及び難民認定法(第二十条) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	「専攻」と就職後の「業種」、「職種」の一致要件の緩和と、その周知徹底を図る。	平成18年度以降実施	法務省
学位取得者の就職活動のための滞在期間の一層の延長(p.4-5)	出入国管理及び難民認定法(第二条の二)	在留資格の「特定活動」の一つとして、留学生の卒業後の就職活動やインターンシップを明確に位置づけることを検討する。また、本年3月の出入国管理法運用改善(就職内定者の採用までの滞在延長)の効果を見据えつつ、優秀な成績を修め、修士や博士等の高度な学位を日本で取得し、引き続き本邦での就職を希望する留学生については、その素行に問題がない限り、在留期間を現行の180日から諸外国並の1年に延長するよう検討する。	平成18年度検討開始・平成20年度結論。問題がないと判断された事項から逐次実施	法務省

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革の概要/検討の概要	実施時期	所管府省
研究者の永住許可要件の緩和 (p.5)	出入国管理及び難民認定法(第二十二條) 永住許可に関するガイドライン	第3期科学技術基本計画にある世界トップクラスとして位置付けられる研究拠点に招聘される優秀な研究者や、例えば世界的な賞の受賞者等で、素行、独立生計に問題がない場合は、在留実績3年でも永住を認めるよう、制度改革の主旨に沿って運用を更に緩和する。	平成18年度以降 逐次措置	法務省
研究者の親への在留資格付与 (p.5-6)	出入国管理及び難民認定法(第二條の二)	研究者の親へ家族滞在の在留資格が付与できるように、在留資格に係る措置を実施する。	平成18年度措置	法務省
研究者への数次有効短期滞在 査証の発給(p.6)	-	海外の優秀な研究者の訪日を活発化させるために、日本の大学、独立行政法人、企業等の公私の研究機関からの申請があり、業績および役職等の要件を満たす優秀な研究者に対しては、数次有効の短期滞在査証の発給を原則とするよう運用の明確化を図る。	平成18年度以降 実施	外務省
		昨年9月、我が国よりABTC交付対象者に研究者を適用すべき旨をAPECに提案し、現在継続審議中であり、引き続き早期実現を目指す。	平成18年度以降 措置	
二国間租税条約締結の拡大 (p.6-7)	-	日本は、現在、主要国56カ国(平成18年4月現在)と条約締結済であるが、今後の条約締結交渉に当たっては、科学技術振興のための、日本と外国の相互の人的交流の促進や投資交流の促進といった観点等を踏まえつつ、実状とニーズを総合的に検討し、重要度の高い国から順次交渉を進めていく。	平成18年度以降 措置	外務省 財務省

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革の概要/検討の概要	実施時期	所管府省
在留資格「企業内転勤」における活動範囲等の見直し(p.7)	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	在留資格「研究」に係る現行の要件を満たしていない場合でも、「企業内転勤」の形態で本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事することを可能とし、企業に勤務する優れた外国人研究者の来日が促進されるよう検討する。さらに優良な企業に対しては、在留許可を得るための申請手続についても合わせて緩和が図られるよう検討する。	平成18年度検討・結論	法務省
留学生(「留学」在留資格者)の資格外活動の緩和(p.7-8)	出入国管理及び難民認定法(第十九条) 出入国管理及び難民認定法施行規則(第十九条の二)	優秀な外国人留学生を日本の大学に惹きつけ、その活動を支援するために、米国その他の諸外国の制度並びに我が国におけるTA、RAの活動実態について調査を進め、それらを参考として、大学の責任の下で行う研究・教育の補助活動であるTA、RAについて、「留学」資格の活動範囲内として、資格外活動許可をとらなくても実施が可能となるよう検討する。	平成18年度検討・平成19年度結論	法務省 文部科学省
外国人研究者に対する社会保障制度の改善(p.8-9)	【脱退一時金制度】 厚生年金保険法附則(第二十九条) 国家公務員共済組合法(第十三条の十) 地方公務員等共済組合法(第二十八条の十三)	相手国と我が国相互における実状とニーズに応じて、社会保障協定締結国を拡大すべきである。また、協定発効の加速化を図るため、国毎に実施特例法を制定するという従来の手法を改革する必要がある。具体的には、これまで相当の期間(独は約1年10ヶ月、米は約1年8ヶ月等)を要していた署名から発効までの期間の短縮化のため、将来のいずれの国との協定にも対応可能な包括的な実施特例法を早期に制定する。なお、脱退一時金制度については、個々の協定の発効に伴い不要となる措置であるとの観点を踏まえ、協定締結の進捗状況を見つつ、必要に応じて検討する。	平成18年度以降 逐次措置	外務省 厚生労働省

2. 研究者の流動性を高めるための環境整備 (p.10 ~ p.17)

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革の概要 / 検討の概要	実施時期	所管府省
移動者に不利益を生じさせない 新たな年金制度の構築(p.11)	厚生年金保険法 国家公務員共済組合法 地方公務員等共済組合法 私立学校教職員共済法	今後の被用者年金制度の一元化に係る制度設計においては、官民間移動時の通算措置への対応を検討する。	平成18年度以降 検討、平成22年 度結論	財務省 厚生労働省
外国人研究者に対する社会保 障制度の改善(再掲)(p.11-12)	【脱退一時金制度】 厚生年金保険法附則(第二十九条) 国家公務員共済組合法(第十三条 の十) 地方公務員等共済組合法(第二十 八条の十三)	相手国と我が国相互における実状とニーズに応じて、社会保障協定締結国を拡大すべきである。また、協定発効の加速化を図るため、国毎に実施特例法を制定するという従来の手法を改革する必要がある。具体的には、これまで相当の期間(独は約1年10ヶ月、米は約1年8ヶ月等)を要していた署名から発効までの期間の短縮化のため、将来のいずれの国との協定にも対応可能な包括的な実施特例法を早期に制定する。なお、脱退一時金制度については、個々の協定の発効に伴い不要となる措置であるとの観点を踏まえ、協定締結の進捗状況を見つつ、必要に応じて検討する。	平成18年度以降 逐次措置	外務省 厚生労働省
退職金前払い制度の広範な導 入(p.13-14)	—	大学及び研究機関(地方公共団体の設置する大学や国立試験研究機関を除く)並びに民間企業において、少なくとも新規採用者についてはこうした退職金前払いの選択肢を利用可能とし、可能な限り既に雇用されている研究者にも適用範囲を広げることを検討する。	平成18年度検討・ 平成19年度結論	大学及び研究機 関(地方公共団 体の設置する大 学や国立試験研 究機関を除く)を 所管する各府省

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革の概要 / 検討の概要	実施時期	所管府省
年俸制の拡充(p.14)	—	大学及び研究機関(地方公共団体の設置する大学や国立試験研究機関を除く)並びに民間企業において、国内及び外国人の優秀な人材を確保し、日本での活躍を促進するために、業績に連動した給与制度の構築により、優秀な人材には相応の収入が獲得できる年俸制の選択肢を設けることを、競争力強化の一方策として検討する。	平成18年度検討・平成19年度結論	大学及び研究機関(地方公共団体の設置する大学や国立試験研究機関を除く)を所管する各府省
インターンシップの拡充(p.16)	—	各大学において、現在主に行われている短期のインターンシップに加えて、より実践的な研究人材を産学協働で育成する観点から、大学カリキュラムでの単位化を前提とした、3ヶ月以上の長期インターンシップ体系の構築を支援し、その普及を促進する。また、インターンシップの対象となる人材も、実状とニーズに応じて、学部生のみならず大学院生まで範囲の拡充を図る。その際、各大学は教育理念・目標などに基づいて教育上どのようにそれを位置づけるのか、明確にする。なお、長期インターンシップは、その期間の研究活動および教育活動が疎かにならないよう十分配慮する。	平成18年度以降 逐次実施	文部科学省
大学・独法研究者の兼業、出向、研究休暇制度の整備・活用(p.16-17)	—	異動によって退職金、年金等の不利益を被らないよう、大学、独法において兼業、出向、研究休暇に関する制度を整備する。その際、当該教職員が不在となる間、当該教職員が所属する機関は、例えば、学生指導や講義等に関する十分な支援を行うなどの体制を整える。	平成18年度以降 早期に実施	大学及び研究機関(地方公共団体の設置する大学や国立試験研究機関を除く)を所管する各府省
	—	各大学等において、兼業、出向、研究休暇制度について、大学教員、独法職員に周知徹底する。	平成18年度以降 早期に実施	

3. 研究費の公正で効率的な使用の実現(p.18～p.21)

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革の概要/検討の概要	実施時期	所管府省
繰越明許費制度の活用促進及び周知徹底(p.19-20)	-	繰越事由の要件を現場に周知徹底するとともに、繰越の運用実態を各機関等が幅広く共有するよう、取組を進める。	平成18年度実施	競争的資金を所管する各府省
研究費の交付時期の早期化(p.20-21)	-	研究費の継続分については、原則年度開始当初に交付する。	平成19年度から実施	競争的資金を所管する各府省
	-	厚労科研費について、9月時点で9割以上の交付決定通知を行うことを目標として、その早急な実現に取り組む。	平成19年度から実施	厚生労働省
	-	厚労科研費の外部機関への研究費配分事務の移管(FA化)についても、利益相反の疑いを招かない公平・透明なFAの在り方の検討を進めつつ、平成22年度の目途に段階的に業務の移管を推進し、交付時期の更なる早期化に取り組む。	平成18年度以降逐次実施	厚生労働省
公正で透明な資金管理体制の確立(p.21)	-	大学等研究機関においては、経費の管理・監査体制を整備し、公正で透明な資金管理体制を確立する。資金配分機関においては、研究費配分ルール作りやその徹底、研究機関の責任の明確化等を進めていく。また、公的研究費の使用に関する研究機関からの問い合わせに対して、資金配分機関が迅速かつ分かりやすく回答する体制の整備に努める。研究機関、資金配分機関は「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)に基づき、上記取組を具体的に推進する。	平成19年度実施	大学及び研究機関を所管する各府省

4. 研究支援の強化 (p.22 ~ p.24)

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革事項名(報告書の頁)	実施時期	所管府省
研究支援体制の構築 (p.23)	-	例えば、研究支援者の役割を明確化した上で、研究支援者を研究室などの単位ではなく一括して集中的に管理し学部横断的に活用できるよう、研究支援体制を組織・体系化するなど、各大学や研究機関の方針に沿って研究支援体制を強化する。	平成18年度以降 逐次実施	大学及び研究機関を所管する各府省
競争的資金の間接経費の充当目標の早期達成 (p.24)	-	競争的資金の間接経費30%を早期に達成する。	平成18年度以降 逐次実施	競争的資金を所管する各府省
複数の機関の協力及び民間活力の活用 (p.24)	-	例えば、研究支援体制の強化のため、規模の利益を活用し、複数の大学や研究機関の間で研究支援のネットワーク化を進め、大きな範囲での人材の育成活用を図る。 また、これに応じて、民間の人材派遣機能を通じた組織外の優秀な人材の積極的活用を行う。	平成18年度以降 逐次実施	大学及び研究機関を所管する各府省

5. 女性研究者の活躍を拡大するための勤務環境整備 (p.25 ~ p.30)

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革の概要 / 検討の概要	実施時期	所管府省
有期雇用者の育児休業取得条件等の緩和 (p.27-28)	育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年5月15日法律76号)第5条	育児休業の取得に関する条件の更なる緩和や撤廃等について検討する。	「新しい少子化対策について」を踏まえつつ、平成18年度より検討・平成19年度結論	厚生労働省
	「改正雇用保険法及び関係省令の施行等に伴う雇用保険業務の運営について」(平成17年3月29日付け職発第0329001号厚生労働省職業安定局長通達)別添1「育児休業給付業務取扱要領」第1の1の(3)	育児休業給付の取得に関する条件の更なる緩和や撤廃等について検討する。	「新しい少子化対策について」を踏まえつつ、平成18年度検討・結論	厚生労働省
育児期間中の勤務時間の短縮等の措置の拡充 (p.28-29)	育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年5月15日法律76号)第23条、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年10月15日労働省令第25号)第34条	大学及び研究機関の研究者のニーズに応えられるよう、複数の選択肢を用意し、それが出来ない場合には合理的な説明を義務付けることを検討する。	「新しい少子化対策について」を踏まえつつ、平成18年度より検討・平成19年度結論	厚生労働省
		育児休業法施行規則第34条で規定されている事業主が講じるべき「勤務時間の短縮等の措置」に、「在宅勤務制度」を追加することを検討する。	「新しい少子化対策について」を踏まえつつ、平成18年度より検討・平成19年度結論	厚生労働省
	-	大学及び研究機関においては、法が求める最低限の義務を果たすだけでなく、例えば、保育施設の運営時間を延長や、地域や大学の実状に即した保育施設の整備、長期間の出張時のベビーシッターとの連携、病児保育等、研究者のワークスタイルに合わせたきめ細かな対応をする。	平成18年度以降逐次実施	大学及び研究機関を所管する各府省

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革の概要 / 検討の概要	実施時期	所管府省
採用や競争的資金の募集等における出産・育児期間への配慮(p.29)	-	出産・育児期間を考慮した年齢制限の緩和や出産・育児休業から復帰しやすくするための年複数回の応募時期の設定など、出産・育児期間を明確に考慮し研究者が不利にならないような措置を講じる。	平成19年度以降 逐次実施	大学及び研究機関を所管する各府省
出産・育児を考慮した業績評価及び任用期間の延長(p.29-30)	-	研究者の業績評価に当たって出産・育児期間について明確に考慮する。	平成18年度以降 逐次実施	大学及び研究機関を所管する各府省
		任期付任用の研究者が出産・育児によりフルに研究活動が出来なかった場合には、本人の希望に応じて、一定期間任期を延長できるよう、大学及び研究機関において規定を設けることを検討する。	平成18年度検討・ 結論	大学及び研究機関を所管する各府省
次世代育成支援対策推進法による行動計画の公表(p.30)	次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日法律第120号)第12条第1項、第3項	行動計画の実行についての説明責任を各組織に果たさせることにより、自主的な取組を加速させるため、行動計画の公表を義務付けることを検討する。	「新しい少子化対策について」を踏まえつつ、平成18年度より検討・平成19年度結論	厚生労働省

6. 治験を含む臨床研究の総合的推進(p.31～p.43)

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革の概要/検討の概要	実施時期	所管府省
臨床研究支援体制等の整備・ 増強(p.35-36)	—	各大学等に分散する臨床研究支援機能を集約することにより、臨床研究を行う陣容を整え、様々な領域(基礎研究や工学、薬学、数学など)の人材を集約する。	平成18年度以降 逐次実施	文部科学省 厚生労働省
	—	臨床研究支援拠点の整備において、公的研究投資が呼び水となって民間資金導入が一層の研究を活性化させていく好循環を目指す。	平成19年度以降 逐次実施	文部科学省 厚生労働省
臨床研究者・臨床研究支援人 材の確保と育成(p.36-37)	—	大学はこれまで以上に、医師を含む医療職のカリキュラムに臨床研究を盛り込む等、教育と研究において臨床研究を重視する必要がある、そのために生物統計学、臨床疫学等を実践的に教育し、臨床研究者を育てる機能を整備する。	平成18年度以降 実施	文部科学省
	—	学会等と連携して臨床研究者が専門家として正当に評価される環境を作るなど、臨床研究・臨床試験を業績として評価することを推奨する取組みを行い、臨床研究実績を反映したキャリア・パスを確立する。	平成18年度以降 実施	文部科学省 厚生労働省
	—	臨床研究者が日常診療の傍ら、研究に多大な時間と労力を費やすことを考慮し、研究従事者や支援者への経済的インセンティブの付与のために研究費を活用する。	平成18年度以降 実施	厚生労働省

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革の概要 / 検討の概要	実施時期	所管府省
臨床研究を推進するための制度的枠組みの整備(p.37-p.38)	臨床研究に関する倫理指針(平成15年7月30日) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日省令第28号)	「臨床研究に関する倫理指針」を治験にあるように法律に基づく実施基準に改正する。その際には、被験者に対する補償などを含めた臨床研究の被験者保護制度を確立し、かつ、臨床研究全体についてICH-GCPへの準拠を原則とし、行政、医師・医療機関、被験者の適切なリスク・責任分担体制を整備する。	平成18年度以降実施	厚生労働省
		臨床研究の安全性と品質管理の観点から、行政がモニタリング基準(研究のリスクに応じた基準)を明示し、監視機能を充実させるため、現在我が国で一部実施されている臨床研究登録情報をネットワーク化し、公開する。	平成18年度以降実施	厚生労働省
	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日省令第28号)	マイクロドージングを含む探索的早期臨床試験について、その導入に向けて欧米のような指針を早急に検討する。	平成18年度より検討・平成19年夏結論	厚生労働省
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化(p.38-p.40)	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)第53条(5年で人件費5%削減) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構就業規則(平成16年4月1日)5条及び8条	機構は人員の拡大(例えば3年間で審査人員をおおむね倍増)、治験着手から新薬承認までの期間短縮や人材の育成を図る工程表を示す。その際には、製薬企業からの審査費用の増額により、民間活力の活用を含む審査体制の拡充を図る。	平成18年度より検討・平成19年夏結論	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省
		先端科学を応用した新薬や医療機器の治験相談や承認申請に対して、速やか且つ的確に対応できるように、研修を充実させるなど、審査官のレベルアップを図る。	平成18年度より検討・平成19年夏結論	厚生労働省
		審査官の待遇を見直し、例えば医師・薬剤師等の現場経験者を優遇する制度などの整備を通じて、キャリア・パスを確立する。	平成18年度より検討・平成19年夏結論	厚生労働省
		特に機構と規制対象の会社の関係に注意しつつ、機構の就業規則を緩和する。	平成18年度より検討・平成19年夏結論	厚生労働省

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革の概要 / 検討の概要	実施時期	所管府省
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化(p.40-p.43)	臨床試験に関するガイダンス(厚生省通知)	厚生労働省は産業界の意見も聞いて、審査の透明化を図り、効率化を促進するために、承認審査基準を明確化する。	平成18年度より検討・平成19年夏結論	厚生労働省
		従来の医療機器の審査基準を現状の医療開発水準に即したものに改正する。	平成18年度以降逐次実施	厚生労働省
	臨床試験に関するガイダンス(厚生省通知) 医療用具の製造(輸入)承認事項の一部変更承認申請の取り扱いについて(薬機第62号 平成9年3月31日厚生省通知)	日々改良を重ねる医療機器については、研究開発のスピードをいわずに遅延させないよう、安全性と有効性を考慮しつつ、軽微な改良の場合、申請を不要とするなど判定基準の明確化するとともに、その申請不要の範囲の拡大を検討する。	平成18年度より検討・平成19年夏結論	厚生労働省
		規制当局は海外治験データの国内での活用、既に海外で承認を受けた医療機器について審査の簡素化を図ってきたところであるが、継続して承認審査の合理化に取り組んでいく必要がある。	平成18年度より検討・平成19年度夏結論	厚生労働省
	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)第53条(5年で人件費5%削減) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構就業規則(平成16年4月1日)5条及び8条	機構の医療機器専門審査官の充実・育成を図る。	平成18年度より検討・平成19年夏結論	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省
医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年3月23日省令第36号) 細胞・組織を利用した医療用具又は医薬品の品質及び安全性の確保について(医薬発906号 平成11年7月30日厚生省通知)	細胞・組織を利用した医療機器や医薬品の審査を迅速化、効率化するために、細胞・組織を利用した新技術の安全評価基準を明確化し、かつ確認申請もしくは治験計画届に係る調査において重複する部分を簡素化する。	平成18年度より検討・平成19年夏結論	厚生労働省	

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革の概要 / 検討の概要	実施時期	所管府省
国際共同治験の推進 (p.41-p.42)	臨床研究に関する倫理指針(平成15年7月30日)、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日省令第28号) 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年3月23日省令第36号)	国内外の治験データの有効活用の促進のために、日本のGCPや、その運用のあり方について検討する。 治験を迅速化しコストを下げるために、ITを利用した施設間のネットワーク作りや治験に係る書類様式の統一化する。	平成18年度以降実施	厚生労働省
治験の情報提供活動の規制緩和 (p.42-43)	薬事法(昭和35年8月10日法律第135号)第68条	どの医療機関で何の薬剤の臨床研究(治験)を行っているかを明確にし、被験者が治験・臨床試験に参加しやすくするために、インターネット等を通じた情報提供や広告規制のあり方を検討する。	平成18年度以降実施	厚生労働省
被験者に対するインセンティブの付与 (p.43)	健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)第86条	治験で認められているのと同様に、一定の条件の下、欧米の制度を参考にしつつ臨床研究においても研究的診療に保険診療の併用を可能とする。	平成18年度より検討・平成19年春結論	厚生労働省
	—	入院や外来等の形態を問わず、治験の参加の度合いや負担に配慮した支払いを行うことについて検討する。	平成18年度以降実施	厚生労働省

7. 国民の科学技術に対する理解の増進(p.44 ~ p.48)

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革の概要 / 検討の概要	実施時期	所管府省
理解増進活動全体の体系化・組織化(p.45-46)	-	理解増進活動について、全体像を把握し、活動の体系化、関係団体等のネットワーク化などを図る。	平成18年度以降 逐次実施	文部科学省
	-	情報収集やネットワーク化などの活動について、中核として担当する機関を定めて、関係団体等の連携のもとに行う。	平成18年度以降 逐次実施	文部科学省
	-	科学技術への関心や理解度に係る状況を等について継続的に把握し、理解増進活動全体の効果を高めるよう、フィードバックする。	平成18年度以降 逐次実施	文部科学省
大学や研究機関における理解増進活動の恒常化(p.46)	-	研究機関においては、例えば、担当する組織体制の整備や機関の研究費総額に対する理解増進に係る事業経費の比率について目標を設定するなどしながら、理解増進活動の具体的な行動計画を策定して、その組織的な強化を図ることを検討する。	平成19年度以降 逐次実施	研究機関を所管する各府省
	-	大学においては、研究活動等の実情を踏まえつつ、理解増進活動を重要な活動として位置付け、競争的資金への関係経費の積極的な計上や間接経費等の有効な活用を図るなどしながら、教育研究機関としての特性を活かした理解増進活動の組織的な取り組みを強化する。	平成19年度以降 逐次実施	文部科学省

制度改革事項名(報告書の頁)	制度改革の根拠法令等	制度改革の概要 / 検討の概要	実施時期	所管府省
競争的資金制度における理解増進活動の充実(p.46-47)	-	競争的資金制度における理解増進事業の実施、採択課題における理解増進活動の推奨などの取組を行う。	平成19年度以降 逐次実施	競争的資金制度を所管する各府省
研究者コミュニティにおける理解増進活動の位置付けの向上(p.47-48)	-	理解増進活動に対する評価の向上などを図る。	平成18年度以降 逐次実施	大学及び研究機関を所管する各府省
		アウトリーチ活動の組織的な展開や理科増進活動を評価した顕彰、現役を退いた者を含め理解増進活動に関わりやすくする仕組みを設けるなどより一層の取組を行う。	平成18年度以降 逐次実施	日本学術会議や学協会を所管する各府省